

逗子市小規模事業者等活性化補助金の公募要領

募集期間	令和4年10月20日(木)～11月30日(水) ※ただし、募集期間中であっても、予算額を大きく上回った場合は募集を締め切る場合がありますので予めご了承ください。
事業実施期間	令和4年4月1日(金)～令和5年1月31日(火)
実績報告書提出締切	令和5年2月10日(金)迄 ※令和5年2月10日までに提出いただけない場合は補助金のお支払いができなくなりますのでご注意ください。

【事前相談について】

より実現性の高い計画とするため、必ず提出前に逗子市商工会へ事前相談をお願いします。
商工会職員その他、経営相談窓口(中小企業診断士)との相談を通じ、計画内容の充実に向けたアドバイスを受けられます。

申請書提出先・問い合わせ先
逗子市商工会
〒249-0004 逗子市沼間 1-5-1
TEL 046-873-2774

※郵送する場合は、消印が残る郵便等で
当日消印有効となります。

逗子市小規模事業者等活性化補助金の目的

新型コロナウイルス感染症のまん延等の予期せぬ経済環境の変化に影響を受けている市内の小規模事業者等が実施する経済環境の変化に対応するための事業について、商工会の支援を受けて実施する補助対象事業に対して補助金を交付することにより、市内産業の振興と持続的な成長を図ることを目的とした補助金です。

事業の対象者

市内に主たる事務所又は事業所を有し、申請後も事業を継続する意思のある小規模事業者等で次のいずれかを満たす事業者を対象とします。なお、補助金には採択基準を設け、補助対象事業の事業効果等を総合的に判断し、採択を決定いたします。

また事業採択は予算の範囲内で行いますので、全ての要件を満たしていても補助対象とならないこと(事業採択がされないこと)があります。

(1) 法人(政治団体及び宗教上の組織又は団体を除く)の場合

- ア. 製造業その他 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社。
- イ. 卸売業 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社。
- ウ. 小売業 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社。
- エ. サービス業 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社。

また、上記の他一定の要件(以下記載の(ア)(イ))を満たした特定非営利活動法人(※)は補助対象者となり得る。

(ア)法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外。

(イ)認定特定非営利活動法人でないこと

※同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準(20人以下)を用いる。

(2) 個人事業者の場合

申請時において、事業による収入(雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを含む)を主たる収入としている者。

補助対象の事業

補助対象となる事業は、交付対象者が商工会の経営指導を受けて実施する以下の事業で、令和4年4月1

日以降に着手し、令和 5 年 1 月 31 日までに完了した事業を対象とします。

- (1)新商品・サービスの開発、生産、販売、販路開拓
- (2)サービス提供までのプロセス改善等による生産性向上
- (3)省エネルギー化等によるコスト削減

※省エネルギー化等によるコスト削減とは、既存設備を入れ替えることによりエネルギー効率の改善や生産効率の向上を通じ、費用低減に資する取り組みを指します。

また、他の補助金等の該当となる事業については、本補助事業の対象外とします。

補助対象の経費

補助対象となる経費は、次の経費のうち、使用目的が事業計画の達成のために必要と認められる経費のうち、証拠書類等により支払金額が確認できる次の経費とします。

経費	基準
① 機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
② 広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成および広報媒体等を活用するために支払われる経費
③ ウェブサイト関連費	ウェブサイトや EC サイト等の構築、更新、改修をするために要する経費 ※インターネット広告、商品販売用動画作成等
④ 開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工、外注するために支払われる経費
⑤ 委託・外注費	上記①から④に該当しない経費であって、補助事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)・外注するために支払われる経費(自ら実行することが困難な業務に限ります。)

補助額

事業計画を策定し、その計画に沿って実施する補助対象事業の費用 3/4 を補助し、上限額を 30 万円とします。なお、消費税の免税事業者及び簡易課税事業者については税込金額とし、課税事業者は税抜金額となります。

申請の方法

○交付申請時

以下の書類を、令和4年11月30日までに逗子市商工会に提出してください。郵送の場合は、同日の消印が有効となります。ただし、募集期間中であっても、予算額を大きく上回った場合は募集を締め切る場合がございますので予めご了承ください。

(1)交付申請書

(2)事業計画書(最大4ページ程度)

(3)商工会の支援確認書または逗子市特定創業支援事業受講証明書

(4)法人の場合は貸借対照表及び損益計算書、個人の場合には決算書含む確定申告書一式又は開業届の写し(いずれも税務署や逗子市の受付印があるもの)

○実績報告時

以下の書類を、事業終了後10日以内にご提出ください。令和5年2月10日までに提出いただけない場合は補助金のお支払いができなくなりますのでお気をつけください。

(1)実績報告書

(2)対象事業費の支払いを証明する書類(請求書及び振込伝票(明細))

※対象事業費の支払いは原則銀行振り込みで行ってください。

(3)対象事業の実施を証明する書類(実施前後の写真やパンフレット、成果物の写し等)

(4)その他、事務局が必要とする書類

○補助金請求時

(1)請求書

※補助金は実績報告が認められたのちに支払います。

問合せ先

補助金申請及び事業計画書作成について

・逗子市商工会 TEL046-873-2774